

**水災・地震保険等トライアル補助金**  
 ～ 住宅・家財保険（共済）未加入の方へ ～  
**いざというときに備えて保険・共済に加入しよう**



**水災** **地震** **保険・共済に未加入の方（世帯）は宮城県から補助金が出る場合があります！**（裏面で対象か確認できます）☞

**水災・地震保険等トライアル補助金の内容**

**対象** **水災** **地震** 被害を補償する **住宅** **家財** **保険・共済に未加入**の方（世帯）

**内容** 保険・共済掛金の1年分の2分の1（上限 住宅3,000円 家財1,000円）を**初回に限り補助**

**水災**

台風・暴風雨

土砂災害

洪水

台風、暴風雨、豪雨等による  
洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等

**地震**

地震

津波

火山の噴火

地震、噴火又はこれらによる津波

○ **対象** で、**水災又は地震保険・共済に新規加入した方（世帯）**のうち、**下記の条件全てを満たす方（世帯）（5, 6はいずれかでも可）は県の補助金**が申請できます。

1	令和3年度中に新規加入した世帯であること。または保険契約の始期が令和3年度中であること。
2	申請原因となる保険等で、地震又は水災補償に新規加入した世帯であること。 ※（水災保険加入済み・地震保険未加入の場合）新たに地震保険に加入した場合は対象となります。 ※（水災保険未加入・地震保険加入済みの場合）新たに水災保険に加入した場合は対象となります。 ※既に加入している保険・共済契約の更新契約及び期間満了に伴う他社への乗り換え契約で、契約内容の見直し（水災又は地震補償の新規追加等）が伴わないものは対象になりません。
3	1年以上継続加入する予定であること。
4	宮城県内に存在し、なおかつ、申請者の居住を目的とする家屋（家財含む）が対象の保険・共済であること
5	（住宅保険の場合）水災又は地震被害時の保険・共済金額が200万円以上であること。
6	（家財保険の場合）水災又は地震被害時の保険・共済金額が50万円以上であること。

**申請期限**

**令和4（2022）年2月28日（月）**

※申請件数が予算の上限に達した場合は、締切り前であっても受付を終了することがあります。

**お手続きの流れ**

申請書に必要事項を記載し、①保険証書等、②初回掛金を支払ったことが分かる書類、③振込先口座の写しを添付して下記住所まで郵送願います。

【申請書郵送（お問い合わせ）先】  
 住 所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
 宛 先：宮城県復興・危機管理総務課 災害援護班 トライアル補助金担当  
 T E L：022-211-3433

# 水災・地震保険等トライアル補助金 対象確認フローチャート

**持ち家世帯のみ**  
(最大3,000円補助)

**Q1.持ち家にお住まいですか？**

いいえ (賃貸の方はQ6へ)

↓はい

**Q2.住宅保険等に加入していますか？**  
(住まいの保険, 火災保険, 火災共済, 建物更生共済など)

↓はい

**Q3.加入されている住宅保険等は  
水災被害を補償していますか？**

いいえ

↓はい

↓いいえ

**Q4.加入されている住宅保険等は地震被害  
を補償していますか？**

**Q4.加入されている住宅保険等は地震被害を  
補償していますか？**

はい

↓いいえ

↓はい

↓いいえ

**Q5.以前にこの補助金の交付を受けたことがありますか？**

はい

↓いいえ

↓いいえ

↓いいえ

県の補助金は  
**対象外**となります。

令和3年度中に、**地震被害**を補償する住宅保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

令和3年度中に、**水災被害**を補償する住宅保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

令和3年度中に、**地震又は水災被害**を補償する住宅保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

↓持ち家世帯は引き続きQ6へ

**持ち家・賃貸共通**  
(最大1,000円補助)

**Q6.家財保険に加入していますか？**

いいえ

↓はい

**Q7.加入されている家財保険等は  
水災被害を補償していますか？**

↓はい

↓いいえ

**Q8.加入されている家財保険等は地震被害  
を補償していますか？**

**Q8.加入されている家財保険等は地震被害  
を補償していますか？**

はい

↓いいえ

↓はい

↓いいえ

**Q5.以前にこの補助金の交付を受けたことがありますか？**

はい

↓いいえ

↓いいえ

↓いいえ

A5.県の補助金は  
**対象外**となります。

A6.令和3年度中に、**地震被害**を補償する家財保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

A7.令和3年度中に、**水災被害**を補償する家財保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

A8.令和3年度中に、**地震又は水災被害**を補償する家財保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

申請期限：令和4 (2022) 年2月28日 (月) まで

※補償している金額が、200万円未満の場合も「いいえ」を選択してください。

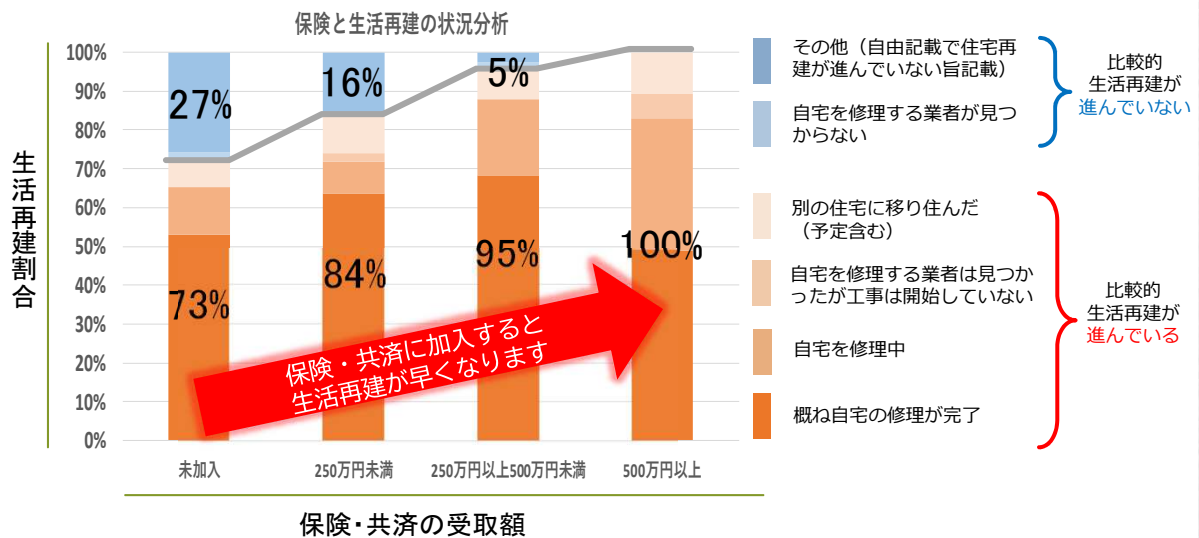
※補償している金額が、50万円未満の場合も「いいえ」を選択してください。

## いざというときに備えて保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に参加している方も補償対象・内容が十分か見直してみましよう。

### 保険・共済に参加していることで速やかな生活再建が期待できます

全国知事会等の実務者で構成された「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）では、「被災後の生活再建のためには、保険・共済に参加する等の「自助」の取組が重要である」とされています。



出典：「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果報告

令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計（n=250）

### ご加入されている保険・共済の補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、災害による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



補償される範囲は、どの保険・共済に参加するかによって異なります  
（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

**水災**  
**地震**

**保険・共済に未加入の方（世帯）は宮城県から補助金が出る場合があります！**

（詳しくは宮城県HPをチェック）